

豊市コ第1837号
令和3年(2021年)12月20日

連合自治会長様
自治会長様
管理組合理事長様

豊中市市民協働部コミュニティ政策課

地縁による団体の認可要件変更等について（お知らせ）

日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

町内会・自治会等の地縁による団体(以下「地縁団体」という。)が、一定の手続きにより法人格を取得できる「認可地縁団体」制度について、令和3年(2021年)5月の地方自治法の改正に伴い、下記のとおり変更されましたので、お知らせします。

改正の概要

1. 地縁による団体の認可要件変更（令和3年(2021年)11月26日から）

これまでは、町内会・自治会等の地縁団体が「認可地縁団体」の認定を受けるには、不動産の保有を前提としていましたが、不動産の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けられるようになりました。

2. 表決方法の追加（令和3年(2021年)9月1日から）

「認可地縁団体」は、総会での決議や規約の見直しにより、「電磁的方法も可」とすれば、書面による表決に代えて、電磁的方法(電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決や情報をディスク等に記憶して当該ディスク等を交付する方法等)で表決することも可能となりました。

※ 「認可地縁団体」とは

一定の手続きを行って市長の認可を受け、法人格を取得した団体です。団体名義で不動産等の登記や代表者等の印鑑登録を行うことができます。

※ このお知らせや認可地縁団体などについてご不明の点があれば、コミュニティ政策課までお尋ねください。

【お問合せ先】

市民協働部コミュニティ政策課(担当：村上)
電話：06-6858-2755 ファクス：06-6846-6003
メール：community@city.toyonaka.osaka.jp